

## 教育福祉委員会委員長報告書

令和7年10月8日

教育福祉委員会に付託されました議案4件、陳情6件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第19号「物価高騰等に見合った医療機関への支援を国へ求める意見書の提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、地域の中核となる医療機関等における、昨今の物価高騰等に見合った持続的なサービスの提供を可能とする対策について、早急に検討し必要な措置を講じることを求める旨の意見書の国への提出を求めるものです。

初めに、当局より、

令和6年度の診療報酬改定において、人材確保や賃金上昇に向けた取り組みとしてベースアップ評価料が創設され、また、物価高騰に対応し、診療報酬の食事療養費も引き上げが行われました。診療報酬等について審議する中央社会保険医療協議会においては、令和8年度の診療報酬改定は「物価、賃金、医療機関の経営について、これまでとは相当異なる状況」であることを踏まえて議論するとされています。令和8年度診療報酬の改定及び緊急的な財政支援については、国・県の動向を注視してまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

今、多くの医療機関が厳しい経営状況に直面しており、この点については改善すべきと捉えているが、令和8年度の診療報酬の改定については、昨今の人件費や物価の高騰、医療機関の経営状況等を踏まえ、中央社会保険医療協議会において審議が重ねられており、緊急的な財政支援の是非についても、その財源も踏まえ、当該協議会の中で審議すべきものとする。

2 採択の立場で討論する。

8月27日付の東京新聞では、松戸市立総合医療センターへの松戸市

一般会計繰出金が、2025年度は約25億円、2026年度は50億円以上との報道があった。物価高騰対策として、国から本市へ交付される「物価高騰対応重点支援地方創生交付金」は、令和6年度だけで、22億2千万円弱あり、国の推奨メニューに位置付けられても、本市は医療機関には1円も拠出していない。医師法第19条第1項には「診療に従事する医師は、診療治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と規定されているが、今こどもの救急が市内で受けられないのも、親が倒れ救急で運ばれるのが市内のかかりつけ医ではなく遠く離れた医療機関に行くのも、医療機関の責任ではなく市の無策が故に起きている事象である。市の姿勢を改められるよう、市民の世論と運動を広げていただきたいと願います。

がありました。

採決の結果、3対4をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第20号「医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定を国に求める意見書の提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、医療機関の事業と経営維持のため、物価高騰や職員の処遇改善に適切に対応できるよう、緊急的な財政支援を行うことを求める旨の意見書の国への提出を求めるものです。

初めに、当局より、

令和6年度の診療報酬改定において、ベースアップ評価料の創設や、物価高騰重点支援対策など、物価高騰、働く職員の処遇改善に対応するための診療報酬の改定や補助制度の創設が国において実施されたものと認識しており、診療報酬を遡及して再改定すること等については、市として見解を申し上げることはできません。令和8年度の診療報酬改定は「物価、賃金、医療機関の経営について、これまでとは相当異なる状況」であることを踏まえて議論するとされているため、国・県の動向を注視してまいります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

#### 1 採択の立場で討論する。

市民・国民の命と健康を守れるかどうかは、医療機関の努力はもとより、その経営基盤を左右している診療報酬を決定する政治の役割や、施策が大きいと考える。他市と比較して、本市は特に脆弱な医療体制であ

り、広域的に受け入れ可能な医療体制の構築のためにも意見書提出は必要であり、市議会として今できる最低限の役割と考える。

がありました。

採決の結果、1対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第21号「委託事業者（及び再委託先事業者）に対し業務完了の確認を徹底させ、1円まで活かす市政をより忠実に実践する事を求める陳情書」について報告します。

本件は、項目1については、流山市保健だより発行時に商業施設への配架を手配する場合は、委託先事業者と取り交わす仕様書に、商業施設の受け取りが確認できる物の作成と保管を明記することを求めるものと、項目2については、担当部署より項目1で定める受け取りが確認できる物について提出を要求できることを仕様書に明記することを求めるものです。

初めに、当局より、

保健だよりは、仕様書に基づき委託事業者と協議し、広報ながれやまの配架先と同一の施設に配架しています。委託事業者は、新聞折込等依頼書により各専売所へ新聞折込及び商業施設への配架を依頼し、配架完了後は、専売所から完了印が押印された依頼書をもって市に報告を行っています。市は委託事業者からの報告に基づき、検収を行っており、本契約は適切に履行されていると認識しています。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

#### 1 不採択の立場で討論する。

市民感情として理解できるが、陳情が求める義務的業務が、より作業を複雑化して業務量の増加を招くことになり、配架に御協力いただいている事業者の御厚意により、配架物の設置が実現できているにもかかわらず、陳情どおりに進めれば、配架物の有無や、残りを配架先の事業者が点検しなければならず、逆に置かせてもらえなくなる可能性も出てくる。希望の場合に無料で届ける仕組みもあると考えられる。

がありました。

採決の結果、0対6をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第15号「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書」について報告します。

本件は、政府及び関係行政官庁に対して「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」の提出を求めるものです。

初めに、当局より、

こどもたちの確かな成長を支え、夢と希望を抱きながら自信をもって生きるこどもたちを育てることが教育の命題であり、この命題に向けてこどもたちをより良く育てることが、学校教育の使命であると認識しています。学校教育の充実には、物的にも人的にも環境を整えることが大切であり、国に対しては、予算措置の拡充をぜひお願いしたいと考えており、陳情にある7項目は、いずれも重要なものと認識しています。

との意見がありました。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第16号「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書」について報告します。

本件は、政府及び関係行政官庁に対して「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」の提出を求めるものです。

初めに、当局より、

公立の小中学校等の教職員の給与は、平成17年度までは国が2分の1を負担、平成18年度からは、国が3分の1、県が3分の2を負担するとなっています。国は、日本国憲法・教育基本法の定めにより、国民に対して、義務教育費無償の原則を実質的に保障しなければなりません。義務教育制度の根幹である「機会均等・教育水準の確保・無償制」は、国が果たす役割です。都道府県は、規模・財政状況とも大きく異なることから、教職員の配置基準や給与水準に不均衡が生じ、教育の機会均等と教育水準の確保ができなくなることも考えられることから、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることは、本市の教育のためにも大切なことと考えます。

との意見がありました。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第14号「排泄に課題を抱える障害者（児）に対し、日常生活用具へ排泄予測支援機器の追加認定を求める陳情書」について報告します。

本件は、尿意の意思表示ができない、もしくは曖昧にしか感じる事ができない障害者の排尿課題を解決するため、排泄予測支援機器「D F r e e」を市の日常生活用具として追加認定することを求めるものです。

初めに、当局より、

日常生活用具の品目の追加や基準額の見直しについては、定期的には行っていませんが、障害者等からの相談や障害者団体からの要望、市議会での要望等により、必要に応じ対象品目を調査し、近隣市の取扱い状況等も参考に検討しています。今回陳情の排泄予測支援機器は、障害児者本人の快適さの向上や介護する家族等の負担軽減につながるものと考えます。排泄予測支援機器を品目に追加し給付している自治体もあり、他自治体も参考としながら、品目追加に向けて検討する必要があると考えます。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、採択の立場で討論する。

この機器があれば、トイレの失敗や不安が減り、学校や仕事、地域の行事に安心して参加しやすくなり、家族の夜間の見守り負担も軽くなると考える。必要に応じてメーカーの縛りなく市民の選択肢の制限を極力ない形で実現されることを要望する。

2 採択の立場で討論する。

排泄は日に何度もあり、その介助をする者にとって体力的にも精神的にも過酷な作業である。排泄予測支援機器は排泄を見える化し、その作業を支援する機器となっている。市民の声を確認しながら認定を前向きに進められたい。

3 採択の立場で討論する。

排泄予測機器を日常生活用具に追加認定することは、御家族の負担軽減や本人の社会参画に資するものと捉えている。

4 採択の立場で討論する。

陳情者は身体障害手帳1級を持っている5歳の我が子のために陳情書を提出しており、必死な思いが伝わった。現在、9万9千円の負担が1割負担となれば、9,900円と負担が大きく減ることになる。この用具により今までわからなかった尿意を本人が実感できる成果があり、本人と介助者にとって排尿課題に対して解決の兆しが見えることから、障

害者の負担を少しでも軽くして購入できるようにされたい。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、議案第65号「令和6年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

本案は、保険給付費等の増加により歳入歳出とも前年度を上回り、歳入総額145億9,605万1千円に対し、歳出総額は145億6,792万3千円で、差引き2,812万8千円の実質収支額となり、地方自治法及び流山市介護保険介護給付費準備基金条例の規定に基づき2,812万8千円を同基金に全額積み立てた、令和6年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

高齢者や要介護者へのサービス提供において、適切な財政運営が行われており、地域福祉の向上に寄与している。流山市介護職員等処遇改善事業をはじめ、市内介護保険サービス事業所の介護職員などに施設からの給与とは別に月額9,000円を上乗せするなどの処遇改善に務め人材確保そして離職対策を行った。情報連携システムは、登録だけでなく多くの事業者に使っていただけるよう努力を要望し、今後も持続可能な制度運営とサービスの質の向上を期待する。

2 1点指摘し、反対の立場で討論する。

令和6年度も物価高騰は続き、市民は、やりくりし苦しむ生活を強いられた中で、さらに追い打ちをかけるように、介護保険料まで値上げが行われた。また、国は、訪問介護事業所の約4割が赤字続きという状況の中、令和6年度から訪問介護基本報酬を引き下げて、事業所の消滅を加速させた。秋の国会では、介護保険料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1と2の生活援助などの保険外しの三大改悪の審議が始まる。利用者からは、介護保険料を払っているのに必要なサービスが受けられない制度になっているのは「国家的保険詐欺」との声があがっており、国に対し介護報酬の大幅底上げと介護保険財政への国庫負担の大幅引き上げを求めるべきだと強く指摘する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり認定すべきものと決定し

ました。

次に、議案第64号「令和7年度流山市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について報告します。

本案は、令和6年度決算の確定に伴い、歳入では追加交付が見込まれることから、国庫支出金及び県支出金を増額し、繰越額が確定したため繰越金については減額し、歳出では国庫支出金等の過年度分返還金に要する経費について減額するほか、介護保険事業所指定・指導事業において補助金の申請が見送られたことから減額補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ、4,292万5千円を減額し、予算総額154億4,766万2千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第66号「流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」報告します。

本案は、児童福祉法の一部改正により、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満児の乳児等が、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所等を利用することができる乳児等通園支援事業（いわゆるこども誰でも通園制度）が令和8年度から全国一律に実施されることから、国が「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」を公布したことに伴い、内閣府令に基づく本市の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定するものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

本条例は乳児や幼児の通園支援を目的としており、子育て世代にとって重要な施策の一つで、こどもたちが安心して通園できる環境を整備するとともに、働く親の負担軽減に寄与するものと評価する。本支援事業の基準や運営方法を定めることで、サービスの質の向上や適正な運営が期待でき、利用者・事業者双方にとって良い環境を提供できると考えるため、国の動向を注視し安心安全な対応を要望する。

2 5点指摘し、反対の立場で討論する。

本事業については、様々な懸念や問題が指摘されている。

第一に、2025年度まで事業の実施主体は市町村だが、2026年

度の本格実施から利用者と事業者の直接契約になり、市の責任があいまいになる。利用者は、国が提供する「総合支援システム」を使って、施設の空き状況を調べ、情報を入力し、予約するとなっているが、利用にあたり事前面接できるとなっているが推奨されておらず、面接の実施などに対して施設側に保障はなく、こどもや保育の安全が担保できるのか。

第二に、こどもにとっての問題、人見知りが始まり、親の後追いが激しい時期に、慣れない場所で見知らぬ保育者に預けられるこどもの負担は計り知れない。また、通常保育を受けている集団に短時間のこどもが不定期で入ってくることは、保育所で毎日過ごすこどもを不安にさせる恐れがある。

第三に、受け入れる側の保育現場にとって、低すぎる条件設定での実施が求められる問題、短時間保育や、初めてのこどもを日々受け入れるには、十分な体制と保育のスキル、経験が必要で、保育士不足や低すぎる処遇で疲弊している保育現場に新たな負担を強いることになりかねない。また、現在、各園で行われている一時預かり事業との類似性、整合性も問題で、一時預かり事業の条件整備を進めて拡充すればよいとの意見が多くある。

第四は、公的責任の問題で、2026年度からは、利用者と事業者の直接契約となり、市の仕事は利用者の認定、事業者の認可、その後は利用状況を確認した上で、施設からの請求書を確認し、施設が代理受領する給付費を支払うことだけになる。事故が起こった場合の責任や、保険などについて、まだ明らかにされていない。公的に関わりづらい仕組みになってしまう。

少子化で子育ての孤立化が進む中、家庭で育つ3歳未満児への支援を求める声は多く、こどもだけではなく親も含めた支援の仕組みづくりが必要であることを指摘する。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第67号「専決処分の承認を求めることについて（保育所等入所承諾通知書誤送付に係る和解）」について報告します。

本案は、保育所等入所承諾通知書の誤送付に係る和解及び損害賠償の額の決定について、相手方と合意に達し、即時にこれを確定し、解決を

図ることについて特に緊急を要したことから、令和7年8月12日付けで専決処分したので、その承認を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、賛成の立場で討論する。

DVで逃げるということは、普通に暮らしている人には分からないほどの怖い思いをして逃げてくる、ということを知っていただきたい。やっと安住の地を見つけ、ママ友ができていたかもしれない、こどもにも友達ができていたかもしれないが、行政のミスにより再び恐怖と隣り合わせの生活に逆戻りしてしまう。お金を支払えばいいというものではないことを肝に銘じ、このようなことは二度と起こさないことを、切に願います。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

業務フローの作成などあらためて再発防止に細心の注意を払い努めることを強く要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

以上